

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定に基づく指定医の指定に関する規則を次のように定め、公布する。

平成21年11月26日

富山県公安委員会委員長 犬島 伸一郎

富山県公安委員会規則第10号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定に基づく指定医の指定に関する規則

(指定医の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症に該当するか否かの診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

(告示)

第2条 富山県公安委員会は、前条の規定による医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象を告示するものとする。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成24年3月9日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。